



目 次	ページ
規 則	
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ 〃 ）	1
○牛のヨーネ病の発生（畜産振興課）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	1
公 告	
◎都市計画の変更の図書縦覧（都市計画課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（1・26掲示）	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部装備施設課）	3
----- 規 則 -----	
高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年2月13日 高知県知事 尾崎 正直	
<b>高知県規則第5号</b> 高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第63号**

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
こばな薬局 香美市土佐山田町百石町1-6 平成26・12・9-14

**高知県告示第64号**

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定をした。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年12月18日	株式会社ゆうあい 室戸市領家379-2	訪問看護ステーション奥郷 室戸市元甲1076 訪問看護 介護予防訪問看護

**高知県告示第65号**

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
2頭	高知市	平成27年1月29日	殺処分

**高知県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年2月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中半 字江崎175番から 四万十市西土佐中半 字仲谷山605番4まで	前	3.6 12.3	340
	後	6.4 40.5	340

**高知県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年2月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 思地川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内1255番6から 吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内1255番40まで	753	平成27年2月13日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成27年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画（春野なごみの里地区計画）
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月26日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 病院の表中

森病院	高知市旭町三丁目3番地
-----	-------------

を削る。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表警察の項3種の欄中

「取調べ監督室長」

を

「特任研究調査官

取調べ監督室長

少年サポートセンター所長」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年2月20日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年2月20日から施行する。

平成27年2月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中

「術科指導官」

を

「術科指導官

厚生調査官」

に改める。

別表第2の5級の項中

「通信指令官」

を

「通信指令官

捜査支援室長」

に、

「告訴専門官」

を

「告訴専門官

組織犯罪対策指導官」

に改め、同表の6級の項中「捜査支援室長」及び「組織犯罪対策指導官」を削り、同表の7級の項中

「地域管理官」

を

「地域管理官

少年サポートセンター所長」

に改める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年2月13日

高知県警察本部長 國枝 治男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮き桟橋点検整備一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成26年12月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社カゴオ 安芸郡奈半利町乙883番地
- 5 落札金額  
53,089,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成26年10月31日